

特集原発事故への視角

# 東電刑事裁判無罪判決 裁判所の犯した七つの誤り

海渡雄一 かいど ゆういち  
東電刑事裁判 被害者代理人 弁護士

## 部下の対策進言を握りつぶした者を 免罪した裁判所

9月19日、私たちは、東京地裁刑事4部(永淵健一裁判長)が大法廷で、勝俣氏、武黒氏、武藤氏の3名の被告人に対して無罪判決を言い渡すのを聞きました。

事件はとても単純です。東京電力(東電)の土木グループは政府の見解にもとづいて津波対策を講ずるべきことを、役員に進言しました。しかし、役員は最終的に工事のコストと地元から運転停止を求められることを恐れて対策を先送りにしました。そして、津波計算の結果を、国や県、専門家にも知らせず、国や、自治体、専門家、他会社に対して、疑問の聲が広がらないように根回し工作を展開しました。東北地方太平洋沖地震が発生し、予測していたのとはほぼ同等の津波が福島原発に襲来しました。部下が進言していた対策を講じていれば、事故の発生は食い止められたと考えられます。このような経過の下で、役員たちの過失責任を問えるかが、この裁判の焦点でした。

## 裁判所の犯した七つの誤り

私は、この判決には次の7点の誤りがあると考えます。

- (1) 深刻な被害に向き合わなかった誤り
- (2) 原発に求められる安全性のレベルを切り下げた誤り
- (3) 停止以外の結果回避措置を検討しなかった誤り
- (4) 御前会議で長期評価にもとづく津波対策を講ずる方針が了承された事実を否定した誤り
- (5) 長期評価の信頼性はないとした誤り
- (6) 推本津波のデータを社外には隠しながら、土木学会に問題を先送りし、国や自治体などを欺くための政治工作を追認した誤り
- (7) 福島県民を敵視し、不都合な証拠には目をつむり、不公正な事実認定をした誤り

検察官役の指定弁護士の石田氏が会見で述べたように、この判決が国の原子力行政に対する付度判決だという批判は当たっています。原発事故を繰り返さないためには、判決をそのまま確定させてはいけないと切実に思います。本誌では、島崎氏と添田氏が、地震調査研究推進本部(推本)の長期評価についてや、東電と行政の内部の経過について判決批判を書かれると聞きました。そこで、私は、他の論点を中心に、重なる論点については、ポイントの指摘にとどめたいと思います。